

淀川水系流域委員会 住民と委員との意見交換会（丹生ダム） 結果概要

開催日時：2005年8月17日（水）13：00～16：30

場 所：長浜ロイヤルホテル 2階 翠鳳・鳳凰の間

参加者数：意見発表者5名 委員21名 一般傍聴者420名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 開会の挨拶、意見交換会の進め方、意見発表者・代表委員の紹介
2. 意見発表
3. 意見交換会
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 開会の挨拶、意見交換会の進め方、意見発表者・代表委員の紹介

寺田委員長より、意見交換会を開催するにあたって、流域委員会の役割と意見交換会の位置づけについて説明がなされた。その後、進行役より意見交換会の進め方について説明がなされた後、意見発表者と代表委員の自己紹介が行われた。開会の挨拶の主な内容は以下の通り。

- ・本日はご多忙の中、また、大変暑い中、お集まり頂きましたことに御礼を申し上げます。また、意見を発表して頂く皆様には本日のためにご準備を頂き、御礼を申し上げます。
- ・平成9年に改正された河川法は、河川管理者が河川整備計画案を作る段階において学識経験者の意見を聴かなければならないとしています。流域委員会は、この学識経験者の意見を聴くために作られました。
- ・また改正河川法は、河川管理者が計画の案を作る段階で関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければなりません。河川法は具体的な措置までは規定していませんが、例えば、住民説明会や意見交換会等が考えられます。関係住民への説明や意見聴取・反映は、河川管理者が実施してゆかれることですので、本日の意見交換は、こうした手続きとして行うものではありません。
- ・しかし流域委員会は、河川管理者に意見を出していく過程において、たんに専門的な意見を述べるのではなく、住民の皆様の多様なご意見を理解し吸収して議論していかなければ、委員会の役目は果たせないと考えています。
- ・今後、流域委員会は「5ダムの方針」とその調査検討結果の中身について意見を述べなければなりません。5ダム事業は特に地域住民の皆様に大きく影響します。ですから、この「5ダムの方針」について地域住民の皆様がどういった考えを持っているのかをお聴きして、今後の流域委員会での検討に十分に活かしていきたいと考え、本日の意見交換会を開催させて頂きました。

2. 意見発表

意見発表者より、資料「意見発表者から頂いたご意見」を用いて、意見発表がなされた。
なお、資料「意見発表者から頂いたご意見」（抜粋版）を本概要の末尾に添付した。

- ・西邑孝太郎氏

洪水時の高時川の堤防の状況と丹生ダムの早期着工の必要性について意見が述べられた。

- ・酒井研一氏

丹生ダムは治水・利水の各々の効果を併せ持つダムであり、速やかな本体工事着手・早期完成を果たすべきといった意見が発表された。

- ・橋本正氏

流域委員会の役割や権限、意見交換会で出された意見がどのように反映されるのかという質問の他、瀬切れ解消や湖北地方の治水、琵琶湖の総合保全（マザーレイク）ために水面のある丹生ダムが必要という意見が述べられた。

- ・杉本剛氏

丹生ダムの度重なる目的変更、琵琶湖総合開発による琵琶湖環境への悪影響（魚が捕れなくなった）、ダムからの琵琶湖への粒子の細かい泥水流入、姉川下流の河道整備の必要性、洪水と共に生きていくという発想について意見が述べられた。

- ・三國昌弘氏

流域委員会の見解では「5ダムの方針」の丹生ダムに賛成できないとしており、地域住民の意見が反映されたとは思っていないという意見の他、意見交換会で意見を聴く目的やその反映方法について質問がなされた。

3. 意見交換

各テーマごとに意見発表者と代表委員の意見交換がなされた。また、休憩中に一般傍聴者から頂いたご意見が紹介された。主な意見は以下の通り。

○流域委員会の役割について

- ・すでに委員会は「5ダムの方針」への見解を示したにもかかわらず、あらためてこの場で地域住民の意見を聴くのはなぜか。河川管理者の計画案に意見を述べるのが委員会の役割であり、委員会の意見と地域住民の意見は同列だ。委員会が地域住民の意見を聴くのはなぜか（意見発表者 三国氏）。

←委員会は学識経験者の集まりであり、地域住民の実情等について十分には知らない。地域住民の皆様の思いを参考にさせて頂き、委員会の役割を果たしていきたいという趣旨が意見交換会の原点にある（進行役 三田村副委員長）。

- ・委員会は提言や意見書を出してきたが、いまさら、この時期に地域住民の意見を聴くというのはどうか。なぜもっと早く意見を聴きに來なかつたのか。たんなる「消化」としか思えない（意見発表者 橋本氏）。

←地域住民のご意見をお聴きするのは、今回が初めてではない。また、過去から地元のことをいろいろ聴かせて頂いている（代表委員 嘉田委員）。

←「5ダムの方針」への見解で「丹生ダムには賛成できない」とした上で、地域住民の意見を聴くのはなぜなのか。そこが問題だ（意見発表者 酒井氏）。

←委員会は住民意見の反映に関する提言も示した。その中で、根気強く意見を聴くこ

とが大切であり、状況が変わった際にも意見を聴く必要があると述べた。また、「5ダムの方針」に対して地域住民の方々のご意見がどう変わったのかという点についてお伺いするためにも、意見交換会を開催させて頂いた（進行役 三田村副委員長）。

○地域の実情・今後について

- ・ 下流域の利水の撤退は仕方がない。しかし、当初からの目的だった「治水」「地域用水」「渇水対策容量」を確保した丹生ダムの早期着工を進めて頂きたい（意見発表者 酒井氏）。
 - ←ダムを造る・造らないということよりも、治水・利水・環境を総合的に考えていこうというのが委員会の考え方だ。この3つを果たすためには丹生ダムが必要だというのが地域の皆様のご意見であり、それが委員会に反映されていないという点に地域住民の皆様がご不満に感じていらっしゃると思っている。委員会も治水が優先事項だと考えているが、代替案で十分対応できるのではないかと考えている（代表委員 村上興正委員）。
 - ←治水と利水を考えれば、ダムになる。堤防補強のために矢板を打てば伏流水が止まり、地域用水に影響が出る。河道内樹木があるから、堤防がもっているという面もある（意見発表者 酒井氏）
- ・ 現在、困っている人はどうするのか。鷲見地区の移転者はどうなるのか。移転者の意見をまとめてゆかれた方々の苦労がどれだけあったのか。そういう方々の気持ちを汲んでほしい（意見発表者 西邑氏）。
 - ←移転者の方々の思いをどう受け止めていくかは、非常に重い問題だ。移転者の皆様の思いは「この地域に若い人が住んで、孫の顔が見られる地域にしたい」ということだった。ダムによる夢を建設省が描かしたが、若い人も戻ってくるような地域振興がダムによって可能なのか。多くのダムでは、うまくいっていない。次の地域振興として何が考えられるのか（代表委員 嘉田委員）。
 - ←余呉町のような貧弱な財政状況では、ダムしか生きる道がない。丹生ダムで環境にも配慮したすばらしい地域を作って、人々と触れ合っていきたいと考えているが、委員会はその点を全く理解していない（意見発表者 三國氏）。
- ・ 丹生ダムは都会から来るのに都合がよい。アウトドアスポーツや登山の愛好者も増えてきた。冬にはスキーもできる。菅原道真が学んだ近江天満宮菅山寺や洞寿院もある。また、ダムサイトの周辺道路を利用した自動車等の交通障害のないフルマラソンのコースを造ってほしいと考えている。そのためにも水面のあるダムを造ってほしい。ダムができた後に多くの地域が廃れてしまったのは、何の手も打たなかったからだ（意見発表者 橋本氏）。
- ・ 若者の定着を考えている。いかにして活性化を図っていけばよいか、地域は努力している。ダムだけで賑やかになるとは思っていない。自然と地域の歴史・伝統を継承しながら、若者が定住し、人口が減らないようにしていこうというのが地域の住民の考え方だ（意見発表者 酒井氏）。
- ・ 湖北地方の自然環境の価値は、ダム建設以外でも使える（代表委員 村上興正委員）。
 - ←ダム以外に何ができるのか。具体的な案を出して頂きたい（意見発表者 三國氏）。

○治水について

- ・委員会はダムも有力な選択肢の1つと考えているが、河川管理者の説明に納得できておらず、現時点ではダムに賛成できないとしている。この地域が過去から洪水と水不足に悩まされてきたことは十分に理解している。この地域にとってよい方法は何なのか。ダムで地域が潤うとしても一時のこと。ダムができれば川は死ぬ。川が死のうとも造らなければならないダムもあるが、重要なのは、丹生ダムが琵琶湖の上流に位置しているということだろう。琵琶湖への悪影響が判明するのは20~30年後で、その時には取り返しがつかない。もちろん、国が琵琶湖と関連して地域に約束してきたことを反故したことに地域が怒るのは当然だ。慎重に考えていきたいと思う（代表委員 今本副委員長）。

←治水のためには、ダムしかない。ダム以外はあまりにコストが高い。堤防に矢板を打てば、伏流水が止まり、びわ町の生活用水がストップしてしまう。地域の全ての底樋を頭首工にまとめたにもかかわらず、「瀬切れの原因は頭首工であり、瀬切れに加害者も被害者も地元だ」といった委員の意見も出されていたが、委員会は、地元の実情を知った上で議論をして頂きたい。（意見発表者 酒井氏）。

- ・ダムは有効な手段だ。治水・利水・環境のうち、まず治水が優先事項だ。その後、環境への影響を判断して対策をとればよい。委員会は、環境に最善を尽くし、さらに治水も利水も同時に考えてきた。しかし、まずは治水を優先していくべきだ。ダム計画が計画段階であれば、ダムの代替案を考えてもよいが、丹生ダム計画は事業がすでにかなり進んでいる。早期に効果的に治水水準が向上するので、ダムは有効だ（代表委員 金盛委員）。

→その通りだと思う。工用道路も完成し、本体着工直前でストップしている。丹生ダムは早期に効果が期待できる（意見発表者 三國氏）。

- ・ダムの効果は限定的。集水域以外では効果がない。足羽川の洪水は支流から土石流が大半だった。ダムだけに頼ってられない。ダムに関係なく、河川整備を進めるべきだ。ダムを造るとしても10年かかる。この間に、想定規模を超える雨が来れば、甚大な被害が出る可能性もある。必要な場合はダムも必要だが、もっとやることがある。ただ、河道整備が完了するのが何年後になるのかわからないので、この点をはっきりしなまま「河道整備でいくべき」と意見するのは無責任だと思っている。委員会も地域の発展を願っている。地域の発展のためにどうしていけばよいのかを考えていきたい。委員会が河川整備を決めるといった思い上がりはしてない（代表委員 今本副委員長）。

←この地域で暮らせばわかる現場の実態がある。ここ2~3年で降雨量が増えた。待っている余裕はない。穴あきダムであっても、この地域の治水のためには丹生ダムが必要だ。河道対策では絶対に無理だ。いくつもの集落が河道の下にある。堤防に矢板を打ったり、河道掘削をすれば、地域用水が止まってしまう。自然環境ではなく、この地域で生活している人間の生活環境も考えないといけない（意見発表者 酒井氏）。

←下流の河道改修は100年経ってもできないが、丹生ダムは5年でできる。河道改修に現実性はない。また、最終的な計画は河川管理者が決めるということでは、委員会は無責任だ（意見発表者 三國氏）。

←技術は進歩している。やる気になればできる。社会システムがそうならないだけ

だ。また、高時川の河道内の樹木をなぜ放っておくのか（代表委員 今本副委員長）。

←河道内であっても、他人の土地は勝手には触れない（意見発表者 橋本氏）

- ・若い世代に洪水の恐ろしさを伝えないといけない。自治会も「怖いことは教えなくていい」と言っており、子どもに洪水の恐ろしさが伝わっていない。ダム計画があったとしても、明日、洪水が発生するかもしれない。地域としてソフト面での水防活動を考えていて欲しい（代表委員 嘉田委員）

←子どもに怖いことばかりを教えてどうなるのか。また、現実的には教えられる人がいない。怖いところだと教えれば、人が来なくなってしまう。余所から来た人間がいい加減なことを言うてはいけない（意見発表者 酒井氏）

○環境について

- ・昨年5月にかなりの雨が降った。姉川ダムがなければ、あぶなかった。委員会で「時々、浸水しても仕方がない」という意見も出ていたが、許せない発言だ。また、高時川では瀬切れも起きている。滋賀県は「昭和30年代の自然を取り戻そう」というキャッチフレーズで進めているが、どうすれば瀬切れが解消できるのか。私は、ダムサイトまで琵琶湖辺を延長して呼び込むことができないかと考えている（意見発表者 橋本氏）。
- ・自然環境のために新たなダムは造らないという考え方には賛成だが、治水面からダムを採択した際には下流の不特定用水や河川維持用水まで考慮されるべきだ。今後は、平常時の河川にどれだけの水が必要なのかを考えていかないといけない（代表委員 金盛委員）。
- ・野洲川では、常に水が流れているようにするために、2つだった河川を1つにした。しかし、今年の5～7月まで川に水はなかった。ダムがあっても川に水が流れていないということでは、いったい何のためのダムなのか。琵琶湖総以後、魚が増えたという話を聞いたことがない。琵琶湖総によって人間が好きなだけ水をとって、泥水を琵琶湖に流す。琵琶湖総は人間のためのものだ（意見発表者 杉本氏）。
- ・高時川上流の土質は粒子が細かいので、川に流れると濁水になる。丹生ダムによって山の崩壊を守るということにもなるのではないかと（意見発表者 橋本氏）。

←淀川の下流域もひどい状況で、自然再生を進めている。生物にとって住みよい環境は、人間にとってもよい環境。地域の人たちがどんな河川を望んでいるのか。これを持っている川はよくなるが、持っていないところはひどくなるので、この点については、合意していかないといけない。あとは、具体的にどうやっていけばいいかということだろう（代表委員 村上興正委員）。

- ・地域の方々と専門家の間で意見の違いが出てくるのはやむを得ない。先ほどから出ている意見についても、委員会としては黙って伺うしかないことも多い。ただ、地域と委員会で意見が一致しているところもたくさんある。そこをいかに詰めていくか。方法論に意見の違いがあるが、委員会も治水対策はどういう形であっても最大限実現してほしいと考えている。「環境」といっても、瀬切れ、湖辺域の生物、琵琶湖全体の環境はそれぞれ違う。すべてを同時に満たす方法はなかなか見つからないが、琵琶湖の立場に立って意見を言えば、琵琶湖の環境改善のために人間ができることは限られている。特に湖北

の環境は、湖中の生物が効果的に働いている。これがあるから、琵琶湖がギリギリもっている。最終的にどういう結果になるにしても、こういった琵琶湖の自然の仕組みを潰さないようにしてほしい。もしダムを造るなら、人間の英知を結集して、琵琶湖の自然の仕組みに配慮した規模や作り方をしてほしい。琵琶湖にとっては、ダムの規模はできるだけ小さい方がよい（代表委員 中村委員）。

○意見交換会で出されたご意見の反映について

- ・意見交換会で出された地域住民の意見は、委員会の意見書の中にどう反映していくのか。「意見交換会をした」というだけで終わるのか。「意見交換会でこういう意見があった」という記述が意見書の中で書かれるべきだ。意見交換会で出された意見と部会で聴いた意見では重みが違う（意見発表者 三國氏）。
 - ←十分に参考にして、活動していきたい（進行役 三田村副委員長）。
 - ←「審議に活かしている」としか言えない。委員は、一般傍聴者の発言や提出された意見もきちんと読み、活かしている。「委員会は意見を変えない」ということだが、そんなことはない（代表委員 今本副委員長）。
 - ←意見交換会は、部会の傍聴者の意見聴取とは違う。目に見える形で示してもらえないといけない。流域委員会としては、「聴いた」ということか（意見発表者 三國氏）。
 - ←委員会の最後の行動を見て頂ければ、きっと、わかって頂けると思っている（進行役 三田村副委員長）。
 - ←委員は地域の方々のご意見の影響を受けている。ただ、「誰々からこういう意見を聴いたから、こういう意見を述べている」とまで言っていないが、地域社会にとって何が大事なのかということは学ばせて頂いている（代表委員 嘉田委員）。
 - ←地域住民の願いを意見として示している。目に見える形で示してほしい。私たちは決して無茶なことを言っているわけではない。理屈や理論ではなく、私たちの願いを十分にご理解頂きたい（意見発表者 酒井氏）。

○休憩中に寄せられたご意見

- ・「水害時に人が死んでもいいのか。災害に対して誰が責任を持つのか」、「河道改修にどれくらいの時間がかかるのか」、「瀬切れ解消のために琵琶湖からの逆水で対応するのはリスクが高い。ダムによる環境への影響を小さくできる方法があるのではないか」、「ダム放流による瀬切れ解消は本来の姿なのか」、「河道改修が手つかずのまま」、「高時川の治水は堤防強化と河道改修しかないと思っている」、「堤防補強と河道内樹木伐採は環境破壊ではないか」、「改正河川法のもとでの河川整備が地元では理解されていないのではないか」、「委員会意見とりまとめの手段として賛否をとってはどうか」、「山の管理が個人ではなくなり、荒れている。どうしていくのか」、「琵琶湖全体に悪影響をもたらさないか、議論をして欲しい」といったご意見を頂いた。今後の委員会の活動の参考にさせて頂きたい（進行役 三田村副委員長）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 10 名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・丹生ダムは本当に有効なのか。まずは堤防強化と河道改修で何とかしなければ、洪水を避けることはできない。
- ・確かに河道改修も必要かもしれないが、ダムが何よりも手っ取り早い。ダム以外に治水の手段はない。委員会はダム反対の立場で審議をしているが、住民の意見がきちんと取り上げられていくのか、心配している。
- ・ダムは有効だと教えられてきたが、委員会には「ダム不要」という意見がある。委員会は、「ダムは有効」という社会的通念まで変更するつもりがあるのか。また、丹生ダム計画は国と地域で契約されたものだ。丹生ダムは、すでに始まっているダム。大きな変更をしてもらっては困る。ダムの犠牲になっている地域について、委員会ではどんな意見をまとめようとしているのか。
- ・ダムを造る前の議論が多い。丹生ダムはすでに中間的なところまで進んでしまっている。丹生ダムを造った時にどうすれば環境がよくなるのかといった議論がなされていない。これまでも多くのダムが造られてきた。その経験を丹生ダムにどう活かしていくかという検討をしていくべきだ。自然環境と人間のどちらが大事なのか。
- ・「住民の意見を聴く」というルールのもと、河川管理者の意見交換会にも参加し、審議もしてきた。河川管理者主催の対話討論会では、2 / 3 が丹生ダム必要という意見だったが、最終的には両論併記の意見書がまとめられた。今後も水の需要は大きくなっていくという結論も出ていたが、これが無視されている。
- ・琵琶湖からの逆水で高時川の瀬切れを解消するのはリスクが高い。ダムで対応したほうがよい。高い電気料金を払ってポンプで水を上げて瀬切れを解消するというのはどうか。
- ・姉川ダムが供用開始されて3年が経つが、姉川・高時ではいまだに瀬切れが起きている。しかし、姉川ダムからの放流のおかげで、魚の大量死が避けられていることも事実だ。ダムによって水産生物の寿命を長らえ、資源をつくることができた。湖北の住民は丹生ダム建設を望んでいる。また、琵琶湖の環境悪化は農業排水によるものだが、これについても河川整備計画の中で位置づけていってほしい。
- ・丹生ダム直下の地域に住んでいる。琵琶湖の水は水源地の住民が守っている。水源地の住民が琵琶湖の水を守っているから、水が確保できているということを知っていて頂きたい。
- ・私は平成7年に鷺見地区の方々が移転されてきた地域・東野に住んでいる。移転者の皆様は、いまだに苦しうに生活されている。地域の住民は移転者と触れ合いながら取り組んでいこうとしてやっているが、なかなかダム計画が進まない。移転者の切ない心情をくみ取って、議論をして頂きたい。
- ・意見発表者は、地域の住民を説得してほしい。ダムの水によって、必ず、琵琶湖の汚染は進行する。水は、人の健康に関わる。今後の水利用に対してダムはリスクが高い。

以上

酒井 研一 氏

丹生ダム本体工事の早期着工を果たすために

湖北土地改良区 理事長 酒井研一

- ①我々地域住民は、過去幾度かの高時川・姉川の水害を経験し、その度毎に我々は尊い人命と財産を失ってきた。丹生ダムは我々地域住民が安全で安心して暮らすためには不可欠のものである。丹生ダム建設は我々地域住民が長年にわたり必死に念願してきたものである。
- ②待望していた丹生ダムは、昭和 47 年に策定された琵琶湖総合開発計画において建設が決定され、昭和 63 年に建設事業に着手され、以来用地買収に伴う移転家屋の補償、工事用道路の建設等の準備工事が進められた。これら準備工事については既に終了し、あとはダム本体工事の着工を待つのみとなったのである。
- ③しかし、平成 9 年の河川法の改正により河川整備計画の策定が必要とされ、このため近畿地方整備局においては学識者による「淀川水系流域委員会」に整備計画案の諮問をしたものの、4 年以上の議論を経てもなお結論には至っていない。
- ④このような中であって近年年間を通して気候は不順となり、台風の来襲や集中豪雨により高時川・姉川においてはその都度破堤寸前の状況に追い込まれ、一部は堤防の破壊が発生している。これらの状況については既に現場写真を送付している。特に平成 16 年においては、滋賀県周辺の福井県、京都府、兵庫県で大規模水害が発生している。幸い滋賀県において被害の発生が無かったものの正に紙一重の状況であった。
- ⑤滋賀県内で琵琶湖に流入する河川は 121 河川である。これに対し琵琶湖より流出する河川は瀬田川のみ 1 河川である。近年各河川整備工事が進められた結果、集中的な降雨による出水が短時間のうちに流入してくる。その結果琵琶湖の水位上昇を招き琵琶湖周辺においてはたびたび浸水被害が発生している。丹生ダムを建設する事によって水位上昇の抑制につながり浸水被害の軽減が図られる。
- ⑥丹生ダムは当初貯水量が 150,000 千 m³ という計画で進められてきた。堆砂容量を除いた内訳は 33,000 千 m³ が治水容量、61,000 千 m³ が下流府県の水道用水、40,500 千 m³ が渇水対策容量、河川の維持用水 8,500 千 m³ となっている。琵琶湖総合開発事業により下流府県に対する新規利水としての権利も既に付与されているため、琵琶湖の水位低下は避けられない。今回丹生ダムの当初の計画内容の変更の話があるが、琵琶湖の水位調整としての計画がなされ淀川水系水基本計画が成り立っているという事は変わる事のない事である。丹生ダムは琵琶湖の水位調整の役目も併せ持つダムである。
- ⑦丹生ダムは治水、利水において各々の効果を併せ持つダムであり、速やかに本体工事に着手し早期完成を果たすべきである。

杉本 剛 氏

淀川水系流域委員会 様

杉本 剛

○丹生ダムの必要性について

琵琶湖への環境

- ①酸素供給
- ②汚泥対策
- ③魚への影響
- ④周りの環境への影響

等々に付き、意見を述べたいと思います。

淀川水系流域委員会 様

西邑 孝

太郎

自分は丹生ダム下流姉川と高時川の合流点より高時川を遡る五百米程の所に居住して居る者であります。自分が子供の頃は高時川より姉川の方が早く瀬切れをし、高時川の方が長く水が流れて居たのですが、最近は今も一ヶ月半も高時川は一滴も水が無く、姉川の方は一日も水の無い日は無く、次の雨の降る迄で水が流れて瀬切れはしなかったのです。これは伊吹ダムのおかげだと思います。

自分の小学校時代は集落の地先は川の湾曲が多く高時川が増水するとすぐに越水をし集落の人たちが惣出で、吠に土砂を入れて三段から五段と積まれたのです。自分の父は。其の様な時は必ず子供である自分を連れて行き作業の仕方等を見せたのです。父が言ふのに、うちの在所は水が出たら何時も此の様にせねばならないからよおく見て覚えておくんだといった事を今でも忘れません。いつも出水時には自分を連れて行くので隣に居た人が危ないから連れて帰る様にと言われるが、父は絶対に自分を連れて帰らす事はせなかったのです。此の様な所を子供に見せて居かないと、「イザ」と言ふ時にまに合ふ人間になれないから皆が居られる間は必ず居て仕事を手伝わされたのです。

それから、昭和三、四年頃から、内務所直轄の国営事業で、姉川改修工事が始まり、姉川河口より遡り昭和七年に自分の集落の所見で来られたのです（現在ヤンマーグラウンドの所）が、まだまだ湾曲の部分が多く、台風が来るたびにヒヤヒヤするのです。出水度に河床が上がり天井川になり自分の家の所は八米と言われて居ります。又、出水度に河床が上がり場外の畑等は浸水をし野菜等は何時も全滅致して居るのです。以上の様な現状が下流の流域集落には度々なのであります。

前述の様に姉川と高時川の違いはダムに依って水害の加減をすれば避けられると想いますし、治水・利水も、また破堤も無く、一番肝心な人命財産も守れると想うのであります。

ここ迄来るのに丹生地域に於いては先祖代々譲り受けた田地・田畑・家・屋敷を投げ出し協力していただいた四十戸の方達の心境は筆舌に尽くし難い事であり、又賛否両論もありこれを一つに纏めるなど言ふ事は並大抵で無かった事だと想います。御苦勞様でした。自分も前述申し上げた中で、昭和七年の姉川改修工事の時に移転を命じられ屋敷の桑園三反、屋敷五畝、堤外桑園一反強、家・陰居、納屋を出したのです。土地代金部と家の移転料全部で貳百圓でした。其の内から字の役員に世話になるから二割の礼金を出せと言ふ事で実質百六拾圓の移転料でした。だから水没集落の方の心中は自分なりによくわかるのです。本当に御苦勞様でした。移転と言ふ事は此の様な事なのに、先般十二月五日に行われた会議では、阪神地区、京都府等の利水者が居なくなる事が重視され、ダムに対しての当方の意見なるものが出されていない。丹生ダム下流の住民の事より、阪神地区及び京都府等の利水者の意見が肝心なのかと云い度い。此の様な事で洪水などで破堤して犠牲者が出たりしたら誰が責任を取るのかと云ひ度くなるのである。以上の様な事なので、一日も早い丹生ダム工事の着工を願うものである。

諄い様ですが、移転された方達は何が為の移転であったのかと云い度い。

平成 16 年 12 月 25 日

滋賀県議会議員

橋本正

この度、丹生ダム地元関係者と意見交換会をするとの案内を受けましたが、いったい当委員会は如何なる権限でこの様な会議を開催されたのか伺うものであります。

次に当委員会の機能及び権限については、整備局からは整備局が樹立しようとしている案に対し「学識経験者として、公平、公正な立場から意見を述べる」のが淀川水系流域委員会である。と聞き及んでいます。

尚、当整備局はあくまでも参考意見として聞くだけであり、決して委員会に振り回される様な事ではありません。

と明確な回答を得ているのであります。

よって、本日の意見交換会で私達が、当初計画通り(S46年琵琶湖総合開発で閣議決定している)の15,000万トンの水面を有する多目的ダムを一日も早く国の責任で建設される事を強く要求して、私の意見とします。

住民と委員との意見交換会 意見

丹生ダム対策委員会 三國昌弘

平成17年7月1日近畿地方整備局が丹生ダム計画についての方針案を記者発表しました。

私たちは、昭和55年以来実に25年の長きに亘り国県町との間で丹生ダムの建設について、協議に協議を重ね相互信頼の上に立って進めてまいりました。満々と水を張った美しい丹生ダム、「丹生ダム自然公園を基本理念とし、丹生ダム完成後の湖面の利用、周辺整備、余呉町においてすでに先行投資を行っている「ウッディパル余呉」「ちゃわん祭りの館」「妙理の里」さらに古くから庶民の信仰の厚「曹洞宗洞寿院」等の施設とも連携し、地域住民はもとより近隣をはじめ京阪神や東海、北陸から人々が集いゆったりと心が憩う環境をつくるべく、事業者であります水資源機構丹生ダム建設所職員、余呉町職員、丹生ダム対策委員会役員とが「丹生ダム利活用検討会」を組織し、真剣に議論し数々の方策を出し合い検討を重ねている矢先の方針案の発表であります。

淀川水系流域委員会の琵琶湖部会が平成14年6月4日に丹生ダムの現地視察をされました。水没移転者3名の意見、関係者3名の意見陳述がありましたが、私たちの心情を理解する委員は一人もありませんでした。その後、何回も流域委員会を傍聴し、その都度意見を申しあげできました。また、他の傍聴者からも多くの意見が出されていましたが流域委員会の意見に反映されたとは思いません。最近の流域委員会は傍聴する気もいたしません。

一方、近畿地方整備局主催の住民への説明会にも組織を挙げて参加し意見も多く出されました。また、前期4回、後期3回合計7回開催された「丹生ダム対話討論会」にも参加し種々意見を申しあげました。参加者の殆どは丹生ダムの建設に賛成、一握りの参加者が反対であったのに結局両論併記という結果に終わりました。流域委員会のすべての委員がダム不要論ではないと思いますが、ダムが必要であるとの意見はまったく聞こえてきません。少数意見は抹殺されているので

しょうか。一方、近畿地方整備局主催の対話討論会では、ごく少数の反対意見のために両論併記であります。これがダムを取り巻く議論の現実の姿であります。

私たちは、近畿地方整備局に対し、本体工事着手目前でいつでも工事ができる状態になっているのに3年間もストップ、地元は我慢の限界を超えていると早期着工を何回となく要請してきました。また、最近、平成18年度には絶対工事着手を願い、国の予算概算要求に間に合うよう丹生ダムの方針を本年6月中に出すよう緊急要請を行ってきたところでもあります。

今回の方針案は、こうした背景から発表されたものと思いますが、その内容は、公共事業への協力という苦渋の選択を迫られ墳墓の地を後にした水没住民の心情、私たちが永年心血を注いで努力してきた丹生ダムへの期待を裏切るものに他なりません。

私たちの納得のいく方針を地元と協議し、あらためて早急に発表願いたいと思います。

以上です。